

もっとやさしい開発経済学 第7回 障害と開発 -- 社会的コストを障害者に転嫁する社会 (連載)

著者	森 壮也
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	153
ページ	38-39
発行年	2008-06
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00004992

もっとやさしい 開発経済学

連載 第7回

障害と開発——社会的コストを障害者に転嫁する社会

森 壮也

●障害者の開発過程への参加

開発途上国の様々な問題・実情を考える際に、私たちが思い浮かべるのは、どういった人のイメージでしょうか。たとえば農村の家計調査の際に調査対象者として、世帯主として壮年男性を無意識のうちに想定してしまうことはないでしょうか。このように結果として女性を無視してしまうのは、私たちの中で経済生活を構成する人たちのイメージが壮年男性のみに偏っていたために起きる問題です。「ジェンダーと開発」という研究領域は、こうした問題を指摘しました。

同じように途上国の家族には、実に様々な人たちの生活がありますが、この人たちの中には、障害者もいます。そして彼らもまた、開発過程に参加しているということ、それが「障害と開発」という新しい研究領域の視点です。この視点が重要なのは、途上国の障害者と貧困との間には、密接な関連があるからです。すなわち、途上国では、貧困ゆえに障害者になる人たちが先進国よりも多く、また同時に、途上国の障害者は、

貧困に陥りやすいばかりか、先進国において被る以上のダメージを貧困から受けるからです。このため、ミレニアム開発目標への取り組みにおいても、障害者の問題を無視できず、国連第62回総会（二〇〇八年）では、同目標は障害者にも等しく適用されるものであるという決議がなされました。国際的にも、貧困削減問題に対処するため、途上国の障害者への支援が必要であるということが確認されてきています。

●雇用を通じた貧困削減

障害者の貧困問題を解決するためには、どのような対策が考えられるでしょうか。ここで重要なことは、一般的なマクロの政策運営さえしつかりやっていると、それで達成される経済発展によって障害者の問題も自然と解決される、というような考え方も（これをトリックル・ダウンと呼びます）は、障害者の貧困問題を解決するために、これまで功を奏していないということです。多くの途上国で障害者の問題が、経済発展から取り残される形で続いていることこそが、ミレニアム開発目標の中で障害者に改めて

焦点が当てられた理由なのです。

こうした障害者の経済問題に対して、通常、処方箋として描かれるのは、「雇用を通じた貧困削減策」です。働く場を障害者も持つこと、また障害者であっても（または後天的に障害者になっても）働くことのできる環境が大事であるという考え方です。この処方箋はさらに、企業・公共部門雇用と自己雇用に大別されます。前者は、企業や政府部門での雇用です。後者は、それは異なり、自ら起業し、生活の糧を得るという方法です。日本では、障害者雇用促進法があり、民間企業では雇用者全体の一・八%以上を身体・精神障害者とすることが義務づけられています。途上国でも南アジア諸国には同様の制度があり、例えば一九九五年に施行されたインドの障害者法では、適用される障害者の範囲が肢体不自由・聴覚・視覚に限定されているもの、政府・公的部門での雇用の三%が障害者に留保されています（雇用割当）。

●途上国でさらに先鋭化する問題

先進国での障害者雇用は、主として企業・

公共部門雇用によっています。しかし、非障害者が大多数を占める職場での雇用であるため、非障害者仕様で作られている職場環境を障害者も非障害者も共に利用できるようにする（ユニバーサル・デザイン）ための改変や職場における非障害者の理解を得るためのコストが必要となります。また社会的な力関係から、少数派である障害者にその費用負担が様々な形でかかるという問題があります。その結果、本来、社会的に負担されるべきコストを障害者個人が負担させられる、あるいは負担を巡る競争によって、企業が障害者の雇用を実質的に拒否するというような問題が生じています。そして、この社会的コストの個人への転嫁という問題は、途上国においてさらに先鋭化された形で出現しています。途上国では政府財政に余裕がないため、社会的に脆弱な人々を救うための仕組み（セイフティ・ネット）が不十分だからです。このため、障害者の中には、非障害者と比べて貧しいというだけでなく、衣食住などの生活必需品でさえ十分に得ることのできない絶対的貧困状況に追い込まれるケースも出てきています。障害者が先進国以上に社会の周縁部に追いやられる状況が、途上国にはあるのです。

具体例を挙げてみましょう。近年経済成長が著しいインドについても、世界銀行は、同国の障害者がいかに経済発展から取り残されているかを詳細に分析し、調査結果を

発表しています。例えば労働市場において、障害者の就業率は、一九九一年の四三%から二〇〇二年には三八%に低下しています。また、学校に行けないでいる障害児の数も同国の被抑圧層である指定カースト・指定部族（SC/ST）の四〜五倍にも上っているのです。インド政府の人口センサスではようやく二〇〇一年から障害が調査項目として導入されましたが、その結果は、障害者の補足率が、二・一三%という低い値に止まっています。この値は、障害者の全人口に対する割合がそれほゞインドと異なるとは思われない国々において四〜八%程度の値が得られていることを念頭に置くと、過小評価されていると考えられています。世界保健機関の推計では、障害人口は全人口の一〇%前後とされており、インドの数字がいかに低いかがよく分かります。途上国の障害者の実態の調査、そしてそれに基づいた政策の立案と実施が多く途上国で開発の喫緊の課題とされている所以です。

●途上国における革新的事例

一方で、日々、途上国から発信される障害者たちのニュースには興味深い話題もあります。世界的なファスト・フード・チェーンであるKFCは最近、エジプト、マレーシア、シンガポール、インドの四カ国で次々と聴覚障害者のみの店舗をオープンさせました。顧客の対応の必要のあるカウンターも含めて、全て聴覚障害者のみで運営され

ています。日本のファスト・フード店では、接客の必要のない調理部門でしか障害者を雇用しないことが多いのですが、興味深いことに、途上国で障害者雇用が先進国以上に先進的な形で実施されているのです。障害者雇用の模範的事例がむしろ途上国で見られるというわけです。

また二〇〇二年にはタイのバンコクに国際協力機構（JICA）がアジア太平洋障害者センター（APCD）を設立しました。五年間の計画で、東南アジア域内での南々協力の拠点としても成果を挙げてきています。その後、二〇〇七年以降は第二段階に入り、タイ政府の積極的関与を得て、さらに域内協力が続けられることになりました。それまで取り組みの不足していた知的障害者、聴覚障害者への支援を中心に、タイと日本両国の障害当事者と手を携えての協力が始まっています。国連総会で二〇〇六年一月に決議、今年五月には早くも発効した障害者の権利条約（日本も高村外相が二〇〇七年に署名を終え、現在、批准に向けて準備中）でも国際協力の重要性が謳われており、途上国の現場において、そして国際協力をする側にとって「障害と開発」分野の重要性は、今後もさらに高まってくると予想されます。

（もり そうや／アジア経済研究所新領域研究センター）